

鳥羽市漏水等による水道料金の減免取扱要綱

平成 30 年 4 月 1 日水道事業告示第 2 号

鳥羽市漏水等による水道料金の減免取扱要綱

漏水等による料金の減免取扱要綱(平成 24 年水道事業告示第 4 号)の一部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、給水装置の損傷等で生じた漏水の場合、鳥羽市給水条例（平成 9 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 34 条の規定に基づき料金の減免を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第 2 条 料金の減免は、給水装置の使用者及び所有者（以下「使用者等」という。）が善良なる使用者等の注意義務をもって給水装置を管理していたにもかかわらず次の各号のいずれかに該当したときは、料金を減免することができる。

- (1) 給水装置の損傷が原因で発見及び確認が困難な場所から漏水したとき、又は給水装置工事の施工後に水道課若しくは条例第 7 条第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の責に帰すべき理由により漏水したとき。
- (2) 悪意によるメーター阻害がなく、異物混入等が原因によるメーター異常水量（以下「異常水量」という。）が認められたとき。
- (3) 水道課の指示による放水があったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(減免の特例)

第 3 条 前条に該当しない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金を減免することができる。

- (1) 受水槽、給湯器又はボイラー等の類似機器を介した給水管で漏水し、かつ、発見及び確認が困難な場所で発生したとき。
- (2) 漏水を発見したにもかかわらず、速やかに修理その他必要な措置をしなかったとき。
- (3) 指定事業者以外で修理を行ったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(減免の申請等)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定により料金の減免を受けようとする者は、水道料金減免申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を決定し、水道料金減免決定（却下）通知書（様式第 2 号）により当該申請書に通知するものとする。

(基礎水量の認定)

第 5 条 基礎水量は、漏水及び異常水量により漏水した月において使用したと認められる水量とする。

2 前項の場合において、基礎水量の認定方法は、原則として前年同月の水量とする。ただし、前年同月の水量による認定が適当でない場合は、前 3 カ月間の平均水量、又は漏水若しくは異常水量修理後の使用実績水量とする。

(料金の減免方法)

第 6 条 料金の減免は、次の各号により行う。

- (1) 第2条による漏水の場合、基礎水量を超えた全水量を減免する。
- (2) 第3条による場合は、基礎水量を超えた水量に別表の控除率を適用して算出した水量を減免する。

(減免対象期間)

第7条 漏水による料金の減免は、当該月分に限るものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

控除率表

倍率	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12以上
控除率 (%)	50	52	54	56	58	60	62	64	66	69	72	75

(備考)

第6条第1項第2号における減じる水量の算出要領

- 1 検針水量を基礎水量で除して得た数値(小数点以下は四捨五入)を倍率とする。
- 2 検針水量から基礎水量を減じた水量に、備考1により算出した倍率と突合する控除率を乗じて得た水量(その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を減じる水量とする。

計算方法

(検針水量－基礎水量)×控除率＝減じる水量

検針水量－減じる水量＝料金の対象となる認定水量

水道料金減免申請書

年 月 日

鳥羽市水道事業 鳥羽市長 様

申請者 住所
(使用者等) 氏名
電話
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

水道料金の減免を受けたいので、漏水等による水道料金の減免取扱要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 異常水量 <input type="checkbox"/> 放水 <input type="checkbox"/> 指定給水装置工事事業者以外での修理 <input type="checkbox"/> 給水装置以外からの漏水 <input type="checkbox"/> 長期漏水 <input type="checkbox"/> その他
給水装置場所	鳥羽市
申請の理由 (発見したいきさつも踏まえてご記入ください。)	

水道課記入欄

お客様番号	減免対象月	用途
今回使用水量	請求金額	
上記の申請については審査した結果、今回の水道料金等の減免については、 (認定・不認定)とします。	認定水量 m ³	今回請求額 円
備考 従前水量 m ³	算定方法(前3か月・前年同月・修理後)	
※指定給水装置工事事業者以外で修理された方等については、材料費の領収書と修理を行った箇所の写真を添付してください。		

申請者 住所
氏名 様

鳥羽市水道事業
鳥羽市長

水道料金減免決定 (却下) 通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました水道料金の減免について、下記のとおり決定しましたので、漏水等による水道料金の減免取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	決定・却下	軽 減 理 由	
お 客 様 番 号		使 用 者	
給 水 装 置 場 所			
調 定 月			
減 免 前 の 額			円
減 免 額			円
減 免 後 の 額			円
却 下 理 由			

備 考	
-----	--